



第48回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2025年6月24日（火曜日）

開会 午前10時（開場 午前9時）

場 所

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

当会社 本社3階ホール

決議事項

第1号議案 株 式 移 転 計 画 承 認 の 件

第2号議案 定 款 一 部 変 更 の 件 （1）

第3号議案 定 款 一 部 変 更 の 件 （2）

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

【株主様向け会社説明会開催のお知らせ】

株主総会終了後に、株主様向け会社説明会を開催いたします。

【お土産についてのお知らせ】

ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産はお配りしておりません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

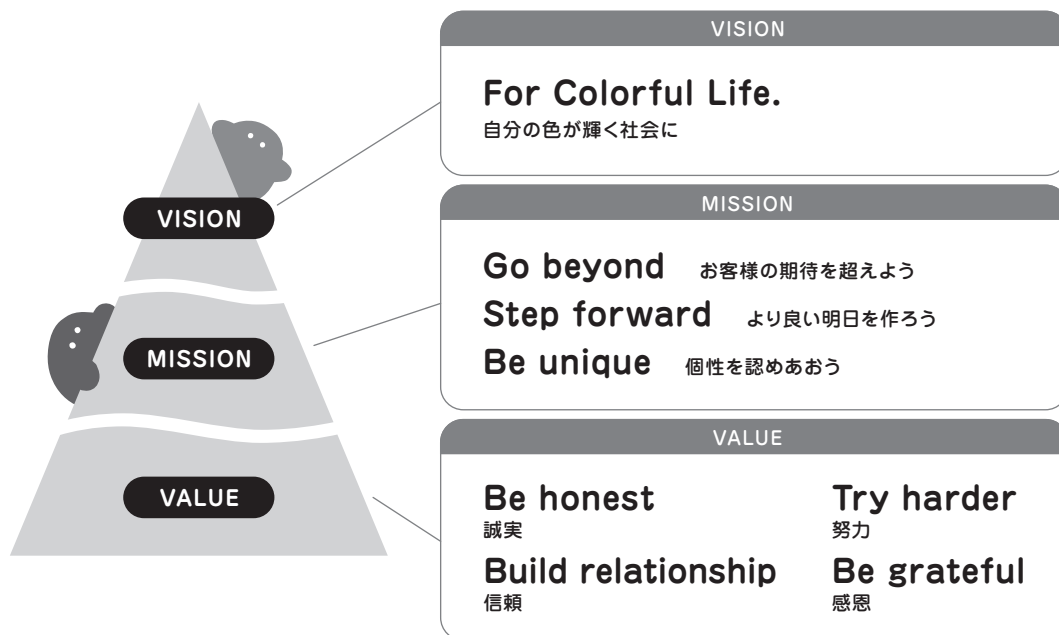
2025年6月23日（月曜日）午後6時まで

アイフル株式会社

経営理念

誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る

アイフルグループでは、変わる事の無い根幹を成す考え方として、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」を経営理念として掲げておりましたが、2021年4月、理念体系を再構築し、時代に即した具体的な達成目標として「VISION/MISSION/VALUE」を設計しました。



For Colorful Life.

自分の色が輝く社会に

生活にも仕事にも、自分らしさを。アイフルはひとりひとりの彩りで、社会をもっと輝かせていきます。
あらゆる人が、自分らしくいられる未来を創造していくために。私たちは、その人らしい色を大切にします。

(証券コード 8515)
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

アイフル株式会社

代表取締役社長 福田 光 秀

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.aiful.co.jp/group/ir/investor/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東京証券取引所ウェブサイトについては、銘柄名に「アイフル」又はコードに「8515」
を入力及び検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択の上、当社株主
総会招集ご通知をご覧ください。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使
についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使について」に従って、2025年6
月23日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
当会社 本社3階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項1 第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件（1）
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. インターネット上の当社ウェブサイトでの開示

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

◎当社は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(1)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

(2)計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日 時 2025年 6 月 24 日（火曜日）午前 10 時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です。）。

●郵送による行使の場合



行使期限 2025年 6 月 23 日（月曜日）午後 6 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●インターネット等による行使の場合



行使期限 2025年 6 月 23 日（月曜日）午後 6 時入力分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使について

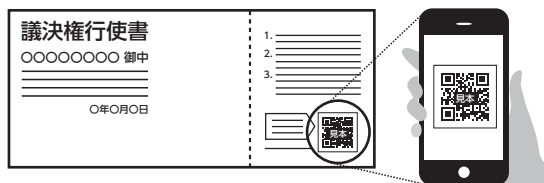
行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後6時入力分まで

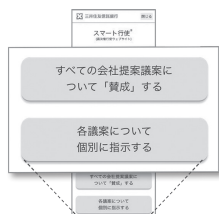
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

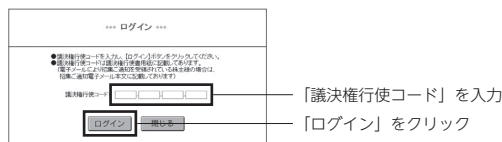
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

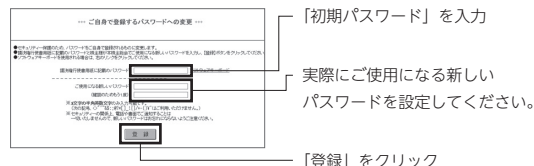
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 株式移転計画承認の件

当社は2026年4月1日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「ムニノバホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを、2025年5月19日の取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転に係る株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景・目的

当社グループは、お客様の健全な消費活動や事業活動をサポートし、お客様ご自身が「For Colorful Life.（自分の色が輝く社会に）」を実現できるよう、グループ全体でサービス向上に取り組んでおります。

当社グループを取り巻くノンバンク業界においては、活況な資金ニーズを背景に、営業貸付金残高は引き続き増加傾向であります。その一方で、インフレによる金融費用・人件費の上昇など、従来のローン事業を中心としたビジネスモデル・利益構造の見直しが必要な状況にあります。

このような環境下において、当社グループは今後の競争力強化を目的に、主力4事業（個人向けローン・事業者向けローン・信用保証・個別信用購入あっせん）を中心に利益水準向上に取り組んでおります。今後、これらの事業から生み出した利益をもとに、M&Aを成長の原動力としたグループ利益水準の拡大及び事業多角化を推進し、ROE15%超、経常利益1,000億円の達成を目指しております。

こうした背景のもと、グループ統制機能の更なる強化が必要と考え、純粋持株会社体制へと移行することが望ましいと判断いたしました。持株会社がグループ横断的な視点で管理・監督を行うことで、現主力事業に偏重することなく、適正なバランスを有した新たなビジネスモデルを構築するとともに、グループ全体としてシナジーの最大化を目指してまいります。加えて、グループ各社においては、権限と責任を明確にし、自律的な経営を促進することで、グループ全体の競争力強化を図ってまいります。

上記の新体制のもと、持株会社がM&A戦略を主導して事業の多角化を図っていくことで、従来のノンバンクの事業領域にとどまらない企業への変革を一層推進してまいります。

2. 持株会社体制への移行手順

持株会社設立後は、当社の子会社等を持株会社の子会社として再編する予定であります。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転の効力発生日である2026年4月1日を予定しております。

3. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

アイフル株式会社（以下「当社」という。）は、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項。

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙「ムミノバホールディングス株式会社 定款」第2条に記載の通りとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「ムミノバホールディングス株式会社」とし、英文では「Muninova Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、京都市とし、本店の所在場所は、京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、1,136,280,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙「ムミノバホールディングス株式会社定款」記載のとおりとする。

第2条 持株会社の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称

1. 持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

取締役	福田	光秀
取締役	福田	吉孝
取締役	増井	啓司
取締役	佐藤	正之
取締役	神代	顕彰
社外取締役	北澤	綾子

2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

社外取締役	志村	仁
取締役	堤	貴也
社外取締役	鈴木	治一
社外取締役	前田	真一郎

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第3条 本株式移転に際して交付する株式及びその割当て

1. 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載または記録された当社の株主に対し、その保有する当社の株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される持株会社の株式の割当については、基準時における当社の株主に対し、その所有する当社の株式1株に対し、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 持株会社の設立時における資本金及び準備金の額に関する事項

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 資本金の額 | 2,000,000,000円 |
| 2. 資本準備金の額 | 500,000,000円 |
| 3. 利益準備金の額 | 0円 |

第5条 持株会社の成立の日

持株会社の成立の登記をすべき日（以下「持株会社の成立の日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条 本計画承認株主総会

当社は、2025年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 株式上場

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

第8条 株主名簿管理人

持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条 本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当社の取締役会の決議により、本計画を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第10条 本計画の効力

本計画は次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 持株会社の成立の日の前日までに、当社の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 持株会社の成立の日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

第11条 規定外事項

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

上記計画を証するため、本書を作成する。

2025年5月19日

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

アイフル株式会社

代表取締役 福田 光秀 ㊞

(別紙)

ムニノバホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ムニノバホールディングス株式会社と称し、英文では、Muninova Holdings Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことまたは次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 金融業ならびに金銭消費貸借の媒介および借入業務の代行業
- (2) 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋および管理受託
- (3) 不動産の鑑定業
- (4) 飲食店、カラオケボックス、遊戯場、スポーツ施設、文化教室、宿泊施設、結婚式場、葬祭場、駐車場、病院、洗車場、プレイガイドの経営
- (5) 芸能・服装・音楽・茶花道・料理・語学・コンピュータ・理容・美容に関する各種学校の経営
- (6) 商業デザイン・工業デザインに関する人材育成のための教育事業
- (7) はり師・きゅう師・整体師養成のための各種学校の経営
- (8) 資金決済に関する法律に定める前払式支払手段の発行・販売
- (9) 第8号に掲げる業務の受託
- (10) 第8号の前払式支払手段を利用した広告宣伝業務
- (11) コンピューターシステムおよびその建物の管理、運営
- (12) コンピューターソフトウェアの開発、販売
- (13) コンピューターシステムによる情報の処理、提供
- (14) カードシステムおよび情報処理システムに関する調査および研究開発
- (15) カードシステム機器および情報処理カードシステム機器の販売および保守ならびに賃貸
- (16) カード技術および情報処理システム技術のコンサルタント業務
- (17) 集積回路内蔵情報カードおよびその読取機の販売
- (18) 第11号～第17号に付帯する周辺機器の販売、賃貸借、リース
- (19) 第11号～第17号に付帯する調査、教育、コンサルテーション
- (20) インターネットの接続代行業
- (21) インターネット上のショッピングモールの開設
- (22) インターネット上のホームページ検索ソフトウェアの販売

- (23) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- (24) インターネットにおけるサーバー仲介業務
- (25) インターネットのホームページの企画立案
- (26) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (27) インターネットを利用した国内および国際ファックス電送サービス業
- (28) インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
- (29) インターネットでの広告業務
- (30) インターネット上の通信販売業
- (31) コンピューターとその通信網を使用した情報提供、情報処理、サービスのためのハードウェアおよびソフトウェアの企画、開発、販売ならびに賃貸
- (32) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- (33) 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網および有償提供
- (34) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (35) 移動体通信事業の運営
- (36) 移動体通信技術に関する調査・研究
- (37) 移動体通信市場に関する調査・研究の受託
- (38) 電気通信機器を使用するの貸金業の取次および代理店業
- (39) 電気通信機器を使用するの割賦購入あっせん業の取次および代理店業
- (40) 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
- (41) 医療施設の営繕ならびに清掃業務の受託
- (42) 病医院の駐車場の管理
- (43) 総合警備保障業務
- (44) 造園業、緑化事業の請負
- (45) 旅行業代理店業
- (46) 宅配便業
- (47) 貨物自動車運送業および運送取扱業
- (48) 倉庫業
- (49) 土地・建物、倉庫用設備機具および事務用機器の賃貸業
- (50) 各種会員カードおよび磁気付カードの製造・加工・販売および斡旋業
- (51) 事務用器具類の販売および斡旋業
- (52) クリーニング業務
- (53) 土地造成、地域開発、都市開発、および環境整備に関する調査、企画、設計、管理の請負
- (54) 集金代行業
- (55) 映像、音楽、出版物の企画、製作、販売ならびに賃貸
- (56) カタログによる通信販売
- (57) 総合リース業
- (58) 古物の売買および輸出入
- (59) ファクタリング業
- (60) 割賦購入あっせん業
- (61) 生命保険の募集に関する業務

- (62) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (63) 信用調査業務
- (64) 保証業務
- (65) 金融、経済、政治、社会および産業等に関する調査研究の受託
- (66) 経営コンサルタント業
- (67) 企業の合併および技術、販売、生産等の提携等の斡旋
- (68) 一般企業の会計・労務等の事務代行業
- (69) 労働者派遣事業
- (70) 各種企業・団体等に対する業務研修の請負
- (71) 証券投資信託委託業
- (72) 有価証券の保有、売買および運用
- (73) 投資事業組合財産の運用および管理
- (74) 外貨の両替業務
- (75) 各種商品の販売および輸出入
- (76) 各種契約の取次および媒介
- (77) 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当社は、監査等委員会設置会社とし、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,136,280,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時招集する。

(株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払の開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

1. 当会社の最初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から2027年3月31日までとする。
2. 第27条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1)取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額は、年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とする。
 - (2)監査等委員の報酬額の総額は、年額80百万円以内とする。
3. 第27条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬のうち、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は、前項(1)に定める報酬等の範囲内で年額50百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）とする。対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当会社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当会社の普通株式の総数は年333,000株以内（ただし、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当会社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当会社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当会社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とする。
 - (1) 譲渡制限期間
対象取締役は本割当契約により割当を受けた日より取締役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当会社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）
 - (2) 退任又は退職時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間満了前に当会社又は当会社子会社の役職員の地位のうち当会社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当会社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当会社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当会社又は当会社子会社の役職員の地位のうち当会社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当会社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当会社は譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要しない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また当会社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定めるものとする。

4. 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1アイフル株式会社が本会社を設立し株式移転をするにつき、この定款を作成する。

4. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 交付する株式の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は484,620,136株を予定しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式に対しても、当社の株式が割当交付されることになります。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

(2) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じておりません。

5. 持株会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）となる者についての事項
 持株会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）となる者は、次のとおりであります。
 なお本項における「当社」とはアイフル株式会社のことをいいます。

ふくだ 福田	みつひで 光秀	■ 生年月日 1980年6月16日生	■ 所有する当社株式の普通株式数 62,220,464株
		■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 62,220,464株	

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003 年 4 月 大和証券株式会社 入社
 2009 年 4 月 株式会社OGIキャピタル・パートナーズ 入社
 2011 年 3 月 当社入社
 2011 年 6 月 当社執行役員法人管理部担当
 2012 年 6 月 当社取締役執行役員法人管理部担当
 2014 年 4 月 当社取締役執行役員
 2014 年 4 月 ビジネクスト株式会社（現AGビジネスサポート株式会社） 代表取締役社長
 2014 年 6 月 当社取締役常務執行役員
 2016 年 4 月 当社取締役常務執行役員保証事業1部兼保証事業2部担当
 2016 年 4 月 アストライ債権回収株式会社（現AG債権回収株式会社） 代表取締役社長
 2016 年 6 月 当社取締役専務執行役員保証事業1部兼保証事業2部統括
 2017 年 4 月 当社取締役専務執行役員保証事業部統括
 2018 年 4 月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼マーケティング部兼IT企画部統括
 2018 年 10 月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括
 2019 年 4 月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括
 2019 年 6 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括
 2020 年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括
 2020 年 6 月 ライフカード株式会社 代表取締役会長（現任）
 2022 年 10 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

福田光秀氏は、当社グループ会社における金融事業全般に関する幅広い知識に加え、他業種で培った業務経験と知見を有しております。2020年6月からは代表取締役社長として、顧客サービスレベルの向上やデジタル化を推進し、当社グループの成長を牽引してまいりました。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから持株会社の取締役候補者として選任しました。

ふ く だ
福田

よし た か
吉孝

■ 生年月日
1947年10月14日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 3,256,950株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 3,256,950株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967 年 4 月 松原産業設立
1976 年 2 月 株式会社大朝 代表取締役社長
1982 年 5 月 合併により当社代表取締役社長
2007 年 4 月 当社代表取締役社長リスク管理委員会委員長
2007 年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長
2011 年 6 月 ライフカード株式会社 代表取締役会長
2014 年 4 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当
2016 年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括
2017 年 10 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括
2019 年 4 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括
2020 年 4 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括
2020 年 6 月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

福田吉孝氏は、当社創業者として、当社グループの金融事業全般の経営に長年携わった経験から、グループ全体の経営に関する総合的な判断力を備えております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから持株会社の取締役候補者として選任しました。

増井 啓司

■ 生年月日 1963年3月24日生
■ 所有する当社株式の普通株式数 100,896株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 100,896株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983 年 8 月 当社入社
2002 年 10 月 当社財務部長
2005 年 4 月 当社近畿営業部長
2007 年 7 月 当社営業企画推進部長
2010 年 1 月 当社法人管理部長
2014 年 4 月 当社執行役員
2016 年 6 月 当社取締役執行役員
2017 年 6 月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長
2018 年 4 月 ライフギャランティー株式会社（現ＡＧペイメントサービス株式会社）代表取締役社長
2020 年 6 月 ＡＧミライバライ株式会社（現ＡＧペイメントサービス株式会社）代表取締役会長
2021 年 4 月 当社取締役執行役員法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括
2022 年 4 月 当社取締役専務執行役員保証事業本部長兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括
2023 年 4 月 ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員（現任）
2024 年 10 月 当社取締役専務執行役員保証事業本部長兼法人営業本部長
2024 年 10 月 ビットキャッシュ株式会社 代表取締役会長（現任）
2025 年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員保証事業本部長兼法人営業本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員、 ビットキャッシュ株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

増井啓司氏は、営業部門、財務部門等の責任者として、及び当社グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しており、2023年4月からは当社グループ会社のライフカード株式会社の代表取締役社長に就任しております。また、2025年4月より当社の代表取締役副社長執行役員に就任しており、今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから持株会社の取締役候補者として選任しました。

さとう まさゆき
佐藤 正之

■ 生年月日
1957年9月9日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 198,231株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 198,231株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982 年 8 月 当社入社
1996 年 2 月 当社経営企画部長
1999 年 4 月 当社営業本部副本部長兼推進部長
1999 年 6 月 当社取締役営業本部副本部長兼推進部長
2004 年 10 月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務
2005 年 4 月 当社取締役マーケティング部担当
2008 年 6 月 当社取締役常務執行役員事業開発部担当
2010 年 4 月 当社取締役常務執行役員経営企画副本部長兼人事部担当
2010 年 6 月 賃貸あんしん保証株式会社（現あんしん保証株式会社）取締役
2011 年 7 月 当社取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部担当
2013 年 4 月 ビジネクスト株式会社（現AGビジネスサポート株式会社） 代表取締役社長
2014 年 6 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部担当
2015 年 1 月 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役
2016 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部管掌
2016 年 6 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部統括
2018 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画部長
2022 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼与信ガバナンス部兼海外事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括
2023 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部兼海外事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括
2024 年 3 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部統括
2025 年 4 月 当社取締役副会長執行役員営業本部長兼管理本部長兼グループデータアナリティクス1部統括（現任）

取締役候補者とした理由

佐藤正之氏は、取締役として長年にわたって当社の経営に関与し、また、経営企画本部長、及び、国内外グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しております。また2025年4月より当社の取締役副会長執行役員に就任しており、今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから持株会社の取締役候補者として選任しました。

か み よ
神代

あ き ら
顕彰

■ 生年月日
1960年9月7日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 48,997株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 48,997株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983 年 4 月 住友信託銀行株式会社 入社
2005 年 1 月 同社本店支配人
2005 年 4 月 松下リース・クレジット株式会社(出向)取締役企画部長
2005 年 5 月 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社(出向)取締役企画部長
2008 年 5 月 住友信託銀行株式会社東京営業第三部長
2011 年 4 月 同社執行役員審査第一部長
2012 年 4 月 三井住友信託銀行株式会社執行役員審査第一部長
2013 年 4 月 同社常務執行役員
2017 年 4 月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役副社長
2018 年 4 月 同社 代表取締役社長
2020 年 4 月 当社営業本部兼管理本部兼保証事業本部兼与信ガバナンス部兼リスク統括部付顧問
2020 年 6 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部兼リスク統括部統括

2022 年 4 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼経営計画部兼人事部兼法務部兼リスク統括部統括

2023 年 4 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括

2024 年 4 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括

2025 年 4 月 当社取締役副社長執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括（現任）

取締役候補者とした理由

神代顕彰氏は、金融機関において幅広い分野での責任者を歴任し、取締役として経営への参画も経験しております。2020年6月より当社取締役に就任し、営業本部長、管理本部長としてローン事業全般を統括してまいりました。また2022年からは経営企画本部を統括し、2025年4月からは当社の取締役副社長執行役員に就任しております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから持株会社の取締役候補者として選任しました。

きたざわ
北澤

りょうこ
綾子

■ 生年月日
1973年10月11日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 0株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997 年 4 月 リーマン・ブラザーズ証券会社 入社

2000 年 3 月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社

2012 年 2 月 株式会社シンプレックス・アドバイザーズ入社 マネージングディレクター（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社シンプレックス・アドバイザーズ マネージングディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北澤綾子氏は多数の証券会社、及び2012年から現在に至るまで株式会社シンプレックス・アドバイザーズにてM&A関連の業務に従事し豊富な経験と知見を有しております。これまで取締役として会社経営に関与したことはございませんが、M&Aにより事業の多角化を進めている当社において、その経験と知見を活かし適切な助言を行い、当社の成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから持株会社の社外取締役候補者として選任しました。

- (注) 1. 候補者福田光秀氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があり、持株会社と同社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。
2. 候補者増井啓司氏は、ライフカード株式会社の代表取締役社長執行役員を兼務し、同社は当社と取引関係があり、持株会社と同社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。
3. 候補者増井啓司氏は、ビットキャッシュ株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があり、持株会社と同社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。
4. 候補者北澤綾子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者北澤綾子氏は、株式会社シンプレックス・アドバイザーズを兼務し、同社は今後当社と取引が発生する可能性があります、持株会社と同社との間でも引き続き同様な取引関係が生じる可能性があります。
6. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社設立後も持株会社との間に特別な取引関係が生じる予定はありません。
7. 各候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。また、割当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘定して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
8. 持株会社が設立された場合、持株会社は、各候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結する予定としております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなり、被保険者の保険料を持株会社が負担する予定としております。

6. 持株会社の監査等委員である取締役となる者についての事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。なお本項における「当社」とはアイフル株式会社のことをいいます。

しむら
志村

ひとし
仁

■ 生年月日
1961年4月5日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 3,545株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 3,545株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984 年 4 月 大蔵省 入省
1989 年 7 月 福岡国税局行橋税務署長
1992 年 5 月 在インドネシア日本国大使館書記官
2006 年 6 月 在ニューヨーク日本国総領事館領事
2008 年 7 月 金融庁総務企画局市場業務参事官
2009 年 7 月 金融庁公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長
2010 年 7 月 内閣官房内閣参事官
2012 年 7 月 関東財務局金融安定監理官
2013 年 4 月 地方公共団体金融機構理事
2015 年 7 月 広島国税局長
2016 年 7 月 独立行政法人都市再生機構理事
2018 年 7 月 北海道財務局長
2019 年 12 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問
2021 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2021 年 6 月 ライフカード株式会社監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

志村仁氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、財務省や金融庁など多様な分野において長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者として選任しました。

つつみ
堤

た か や
貴也

■ 生年月日
1967年1月19日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 2,000株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 2,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989 年 11 月 当社入社
2010 年 10 月 当社コンタクトセンター部長
2015 年 4 月 ライフカード株式会社 カスタマーセンター部長
2019 年 4 月 当社事務センター部長兼株式会社ライフストックセンター代表取締役社長
2021 年 10 月 当社西日本営業部長
2025 年 4 月 当社監査等委員会室長（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

堤貴也氏は、コンタクトセンター、事務センター、西日本営業部、及び当社グループ会社であるライフカード株式会社のカスタマーセンターの部長を歴任し、2025年4月からは監査等委員会室の室長に就任しております。特に顧客対応部門での経験が豊富であり、顧客対応システムの改善に関する経験・知見も有しております。その幅広い経験や知見を今後も監査業務に活かすため、持株会社の監査等委員である取締役候補者として選任しました。

す ず き
鈴木

はる い ち
治一

■ 生年月日
1968年1月15日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 0株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997 年 4 月 植松繁一法律事務所（現 植松・鈴木法律事務所）入所
1999 年 9 月 立命館大学大学院法学研究科講師
2008 年 1 月 植松・鈴木法律事務所 所長弁護士（現任）
2010 年 6 月 京都機械工具株式会社 社外監査役
2015 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2017 年 6 月 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022 年 4 月 京都弁護士会会長

■ 重要な兼職の状況

植松・鈴木法律事務所 所長弁護士、 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木治一氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者として選任しました。

まえだ
前田

しんいちろう
真一郎

■ 生年月日
1969年 5月19日生

■ 所有する当社株式の普通株式数 0株
■ 割り当てられる持株会社の普通株式数 0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992 年 4 月 野村総合研究所 入社
1998 年 4 月 野村証券金融研究所 研究員・アナリスト
2000 年 6 月 Nomura Securities International (米国野村證券) アナリスト
2004 年 1 月 野村証券金融（経済）研究所 主任研究員・シニアアナリスト
2005 年 4 月 名城大学 経営学部 国際経営学科 助教授
2007 年 4 月 名城大学 経営学部 国際経営学科 准教授
2015 年 4 月 名城大学 経営学部 国際経営学科 教授
2017 年 10月 九州大学 経済学研究院 准教授
2022 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2025 年 3 月 九州大学 経済学研究院 教授（現任）

■ 重要な兼職の状況

九州大学 経済学研究院 教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

前田真一郎氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、大学教員として、日本及び米国の金融ビジネス研究の豊富な学識経験と実績があり、金融分野における専門的かつグローバルな視点での幅広い知見を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者として選任しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社設立後も持株会社との間に特別な取引関係が生じる予定はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者の志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 持株会社が設立され各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、定款に基づき、持株会社は、各候補者との間で、会社法第423条第1項の規定により、持株会社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 持株会社が設立された場合、持株会社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結する予定としており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。
5. 志村仁氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 鈴木治一氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
7. 前田真一郎氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

8. 候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。また、割当てられる持株会社株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘定して記載しております。よって、実際に割当てられる持株会社株式数は、持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
7. 持株会社の会計監査人となる者についての事項
持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

2024年5月末日現在

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
沿革	1968年5月等松・青木監査法人設立 2009年7月有限責任監査法人へ移行し、 法人名称を「有限責任監査法人トーマツ」に変更
構成人員	公認会計士 2,950名 その他職員 5,262名
監査関与会社	3,187社
資本金	1,173百万円

(注) 当社の監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補とした理由は、同監査法人が、専門性、独立性及び適切性を有し、持株会社の監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制が備わっていると判断したためであります。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑にするため、会社法第124条第3項の規定に基づき、定款第13条に定時株主総会の議決権の基準日に係る規定を定めておりますが、第1号議案の「株式移転計画承認の件」が承認され、2026年4月1日（予定）をもって株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を実施いたしますと、当社の株主は持株会社1名となり、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。これに伴いまして、定時株主総会の議決権の基準日制度は廃止することとし、第13条（株主総会の基準日）を削除するとともに、第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、この定款変更は、第1号議案の「株式移転計画承認の件」が原案とおり承認可決されること、2026年3月31日の前日までに本株式移転に係る株式移転契約の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2026年3月31日にその効力を生じることといたします。

2. 変更内容

（下線部分は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第12条（条文省略） <u>（株主総会の基準日）</u> 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	第1条～第12条（現行どおり） （削除）
第14条～第35条（条文省略）	第13条～第34条（現行どおり）
附則（条文省略）	附則（現行どおり）

（ご参考）

2026年3月期（2025年4月1日～2026年3月31日）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、変更後定款第33条（剰余金の配当の基準日）に従い、2026年3月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主様又は登録株式質権者に対し、当社からお支払いする予定であります。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

経営体制の強化、充実を図るため、役付取締役として取締役副会長を新設するものであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（代表取締役および役付取締役） 第21条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、<u>取締役副会長</u>、<u>取締役副社長</u>、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）福田光秀氏、福田吉孝氏、増井啓司氏、佐藤正之氏、神代顕彰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率 (出席回数／開催回数)
1	ふくだ 福田 光秀	再 任 社 内	代表取締役社長社長執行役員	94% (29回／31回)
2	ふくだ 福田 吉孝	再 任 社 内	代表取締役会長	100% (31回／31回)
3	ますい 増井 啓司	再 任 社 内	代表取締役副社長執行役員	100% (31回／31回)
4	さとう 佐藤 正之	再 任 社 内	取締役副会長執行役員	100% (31回／31回)
5	かみよ 神代 顕彰	再 任 社 内	取締役副社長執行役員	100% (31回／31回)
6	きたざわ 北澤 綾子	新 任 社 外	—	—

■ 生年月日

1980年6月16日生

■ 所有する当社株式の数

62,220,464株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003 年 4 月 大和証券株式会社 入社

2009 年 4 月 株式会社OGIキャピタル・パートナーズ 入社

2011 年 3 月 当社入社

2011 年 6 月 当社執行役員法人管理部担当

2012 年 6 月 当社取締役執行役員法人管理部担当

2014 年 4 月 当社取締役執行役員

2014 年 4 月 ビジネクスト株式会社（現AGビジネスサポート株式会社） 代表取締役社長

2014 年 6 月 当社取締役常務執行役員

2016 年 4 月 当社取締役常務執行役員保証事業1部兼保証事業2部担当

2016 年 4 月 アストライ債権回収株式会社（現AG債権回収株式会社） 代表取締役社長

2016 年 6 月 当社取締役専務執行役員保証事業1部兼保証事業2部統括

2017 年 4 月 当社取締役専務執行役員保証事業部統括

2018 年 4 月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼マーケティング部兼IT企画部統括

2018 年 10月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括

2019 年 4 月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括

2019 年 6 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括

2020 年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括

2020 年 6 月 ライフカード株式会社 代表取締役会長（現任）

2022 年 10月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

福田光秀氏は、当社グループ会社における金融事業全般に関する幅広い知識に加え、他業種で培った業務経験と知見を有しております。2020年6月からは代表取締役社長として、顧客サービスレベルの向上やデジタル化を推進し、当社グループの成長を牽引してまいりました。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日	1947年10月14日生	■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 所有する当社株式の数	3,256,950株	1967 年 4 月 松原産業設立
		1976 年 2 月 株式会社大朝 代表取締役社長
		1982 年 5 月 合併により当社代表取締役社長
		2007 年 4 月 当社代表取締役社長リスク管理委員会委員長
		2007 年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長
		2011 年 6 月 ライフカード株式会社 代表取締役会長
		2014 年 4 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当
		2016 年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括
		2017 年 10 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括
		2019 年 4 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括
		2020 年 4 月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括
		2020 年 6 月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

福田吉孝氏は、当社創業者として、当社グループの金融事業全般の経営に長年携わった経験から、グループ全体の経営に関する総合的な判断力を備えております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

候補者
番号

3

増井

啓司

社内 再任

■ 生年月日

1963年3月24日生

■ 所有する当社株式の数

100,896株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983 年 8 月 当社入社

2002 年 10 月 当社財務部長

2005 年 4 月 当社近畿営業部長

2007 年 7 月 当社営業企画推進部長

2010 年 1 月 当社法人管理部長

2014 年 4 月 当社執行役員

2016 年 6 月 当社取締役執行役員

2017 年 6 月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長

2018 年 4 月 ライフギャランティー株式会社（現AGペイメントサービス株式会社）代表取締役社長

2020 年 6 月 AGミライバライ株式会社（現AGペイメントサービス株式会社）代表取締役会長

2021 年 4 月 当社取締役執行役員法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括

2022 年 4 月 当社取締役専務執行役員保証事業本部長兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括

2023 年 4 月 ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員（現任）

2024 年 10 月 当社取締役専務執行役員保証事業本部長兼法人営業本部長

2024 年 10 月 ビットキャッシュ株式会社 代表取締役会長（現任）

2025 年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員保証事業本部長兼法人営業本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員、 ビットキャッシュ株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

増井啓司氏は、営業部門、財務部門等の責任者として、及び当社グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しており、2023年4月からは当社グループ会社のライフカード株式会社の代表取締役社長に就任しております。また、2025年4月より当社の代表取締役副社長執行役員に就任しており、今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

候補者
番 号

4

さ と う
佐藤

ま さ ゆ き
正之

社 内 再 任

■ 生年月日

1957年9月9日生

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982 年 8 月 当社入社

■ 所有する当社株式の数

198,231株

1996 年 2 月 当社経営企画部長

1999 年 4 月 当社営業本部副本部長兼推進部長

1999 年 6 月 当社取締役営業本部副本部長兼推進部長

2004 年 10 月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務

2005 年 4 月 当社取締役マーケティング部担当

2008 年 6 月 当社取締役常務執行役員事業開発部担当

2010 年 4 月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当

2010 年 6 月 賃貸あんしん保証株式会社（現あんしん保証株式会社）取締役

2011 年 7 月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当

2013 年 4 月 ビジネクス株式会社（現AGビジネスサポート株式会社） 代表取締役社長

2014 年 6 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当

2015 年 1 月 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役

2016 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部管掌

2016 年 6 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部統括

2018 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長

2022 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼与信ガバナンス部兼海外事業部
兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括

2023 年 4 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部兼海外
事業部兼バンコク駐在員事務所兼上海駐在員事務所兼ジャカルタ駐在員事務所統括

2024 年 3 月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部統括

2025 年 4 月 当社取締役副会長執行役員営業本部長兼管理本部長兼グループデータアナリティクス
1 部統括（現任）

取締役候補者とした理由

佐藤正之氏は、取締役として長年にわたって当社の経営に関与し、また、経営企画本部長、及び、国内外グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験を有しております。また2025年4月より当社の取締役副会長執行役員に就任しており、今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

候補者
番 号

5

か み よ
神代

あ き ら
顕彰

社 内

再 任

■ 生年月日	1960年 9月 7日生	■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
■ 所有する当社株式の数	48,997株	1983 年 4 月 住友信託銀行株式会社 入社
		2005 年 1 月 同社本店支配人
		2005 年 4 月 松下リース・クレジット株式会社(出向)取締役企画部長
		2005 年 5 月 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社(出向)取締役企画部長
		2008 年 5 月 住友信託銀行株式会社東京営業第三部長
		2011 年 4 月 同社執行役員審査第一部長
		2012 年 4 月 三井住友信託銀行株式会社執行役員審査第一部長
		2013 年 4 月 同社常務執行役員
		2017 年 4 月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役副社長
		2018 年 4 月 同社代表取締役社長
		2020 年 4 月 当社営業本部兼管理本部兼保証事業本部兼与信ガバナンス部兼リスク統括部付顧問
		2020 年 6 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼営業本部兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部兼リスク統括部統括
		2022 年 4 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼経営計画部兼人事部兼法務部兼リスク統括部統括
		2023 年 4 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括
		2024 年 4 月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括
		2025 年 4 月 当社取締役副社長執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括（現任）

取締役候補者とした理由

神代顕彰氏は、金融機関において幅広い分野での責任者を歴任し、取締役として経営への参画も経験しております。2020年6月より当社取締役に就任し、営業本部長、管理本部長としてローン事業全般を統括してまいりました。また2022年からは経営企画本部を統括し、2025年4月からは当社の取締役副社長執行役員に就任しております。今後も引き続き経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1973年10月11日生

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997 年 4 月 リーマン・ブラザーズ証券会社 入社

■ 所有する当社株式の数

0株

2000 年 3 月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社

2012 年 2 月 株式会社シンプレックス・アドバイザーズ入社 マネジングディレクター（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社シンプレックス・アドバイザーズ マネジングディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北澤綾子氏は多数の証券会社、及び2012年から現在に至るまで株式会社シンプレックス・アドバイザーズにてM&A関連の業務に従事し豊富な経験と知見を有しております。これまで取締役として会社経営に関与したことはございませんが、M&Aにより事業の多角化を進めている当社において、その経験と知見を活かし適切な助言を行い、当社の成長と企業価値の向上に寄与できると判断したことから取締役候補者として選任しました。

- (注) 1. 候補者福田光秀氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2. 候補者増井啓司氏は、ライフカード株式会社の代表取締役社長執行役員を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
3. 候補者増井啓司氏は、ビットキャッシュ株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
4. 候補者北澤綾子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 候補者北澤綾子氏は、株式会社シンプレックス・アドバイザーズを兼務し、同社は今後当社と取引が発生する可能性があります。
6. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 各候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
8. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役志村仁氏、大川馨一郎氏、鈴木治一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会出席率 (出席回数／開催回数)
1	しむら ひとし 志村 仁	再任 社外 独立 社外取締役 監査等委員	100% (31回／31回)
2	つつみ たかや 堤 貴也	新任 社内 監査等委員会室長	—
3	すずき はるいち 鈴木 治一	再任 社外 独立 社外取締役 監査等委員	94% (29回／31回)

候補者
番号

1 志村

しむら

ひとし

仁

再任

社外

独立

■ 生年月日

1961年4月5日生

■ 所有する当社株式の数

3,545株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984 年 4 月 大蔵省 入省
1989 年 7 月 福岡国税局行橋税務署長
1992 年 5 月 在インドネシア日本国大使館書記官
2006 年 6 月 在ニューヨーク日本国総領事館領事
2008 年 7 月 金融庁総務企画局市場業務参事官
2009 年 7 月 金融庁公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長
2010 年 7 月 内閣官房内閣参事官
2012 年 7 月 関東財務局金融安定監理官
2013 年 4 月 地方公共団体金融機構理事
2015 年 7 月 広島国税局長
2016 年 7 月 独立行政法人都市再生機構理事
2018 年 7 月 北海道財務局長
2019 年 12 月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問
2021 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2021 年 6 月 ライフカード株式会社監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

志村仁氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、財務省や金融庁など多様な分野において長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任しました。

候補者
番 号

2 つつみ
堤

た か や
貴也

新任 社内

■ 生年月日

1967年1月19日生

■ 所有する当社株式の数

2,000株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989 年 11 月 当社入社

2010 年 10 月 当社コンタクトセンター部長

2015 年 4 月 ライフカード株式会社 カスタマーセンター 部長

2019 年 4 月 当社事務センター部長兼株式会社ライフストックセンター代表取締役社長

2021 年 10 月 当社西日本営業部長

2025 年 4 月 当社監査等委員会室長（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

堤貴也氏は、コンタクトセンター、事務センター、西日本営業部、及び当社グループ会社であるライフカード株式会社のカスタマーセンターの部長を歴任し、2025年4月からは監査等委員会室の室長に就任しております。特に顧客対応部門での経験が豊富であり、顧客対応システムの改善に関する経験・知見も有しております。その幅広い経験や知見を今後も監査業務に活かすため、監査等委員である取締役候補者として選任しました。

■ 生年月日

1968年1月15日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997 年 4 月 植松繁一法律事務所（現 植松・鈴木法律事務所）入所
1999 年 9 月 立命館大学大学院法学研究科講師
2008 年 1 月 植松・鈴木法律事務所 所長弁護士（現任）
2010 年 6 月 京都機械工具株式会社 社外監査役
2015 年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2017 年 6 月 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2022 年 4 月 京都弁護士会会長

■ 重要な兼職の状況

植松・鈴木法律事務所 所長弁護士、 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木治一氏は、これまで社外取締役として会社経営に関与し、重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任しました。

- （注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者の志村仁氏、鈴木治一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は志村仁氏、鈴木治一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社定款第28条第2項に基づき、当社は、候補者志村仁氏、鈴木治一氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において候補者の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 候補者志村仁氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 候補者鈴木治一氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
7. 候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

ご参考：本定時株主総会後の取締役(監査等委員含む)のスキル・経験
 当社取締役会が果たしていくべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、
 取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

氏名	地位及び担当	性別	スキル・経験							
			企業 経営	法務 リスク管理	財務 会計	グローバル	人 材 開 発	与信 マーケティング	IT デ ジ タ ル DX	多様性
福田 光秀	代表取締役社長 社長執行役員	男性	○		○	○	○	○	○	○
福田 吉孝	代表取締役 会長	男性	○		○		○	○		
増井 啓司	代表取締役 副社長執行役員	男性	○		○			○		
佐藤 正之	取締役 副会長執行役員	男性	○		○	○	○	○	○	
神代 顕彰	取締役 副社長執行役員	男性	○	○	○		○	○	○	○
北澤 綾子	取締役（社外）	女性	○		○	○				○
志村 仁	取締役 監査等委員(社外)	男性		○	○	○				○
堤 貴也	取締役 監査等委員	男性	○						○	
鈴木 治一	取締役 監査等委員(社外)	男性		○						○
前田 真一郎	取締役 監査等委員(社外)	男性		○	○	○				○

- (注) 1. 「企業経営」の項目は当社及び他社において、業務執行取締役の経験、又は、企業経営に関する専門的な知見が求められる業務経験が1年以上あることを表しています。
2. 「企業経営」以外の項目は、当社及び他社において、当該事業分野の部門長以上（又はそれに準ずる役職）の経験が1年以上あることを表しています。

スキル項目		説明
	企業経営	自社（子会社含む）及び他社において、業務執行取締役役に就任したことがある、又は、企業経営に関する専門的な知見が求められる業務を経験し、企業経営について知見・経験を有すると認められる者。
	法務 リスク管理	法律・リスクマネジメントに関する高い専門性を有する者。又は、弁護士資格を有しており、法律・コンプライアンスに関して、知見・経験を有すると認められる者。
	財務会計	財務・会計に関する専門性を有する者。又は、税理士資格やアナリスト経験を有しており、財務・会計に関して、知見・経験を有すると認められる者。
	グローバル	海外事業展開の経験、海外子会社の役員経験、又は海外赴任の経験があり、グローバル環境でのマネジメントの知見・経験を有すると認められる者。
	人材開発	人事労務に関する専門性を有し、経営資源である社員の適正配置、人材育成、ダイバーシティ、働き方等に関する知見・経験を有すると認められる者。
	与信 マーケティング	金融の本質である「与信」の専門的知識・経験を有し、データ分析に基づくマーケティングにより、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	ITデジタル DX	ITデジタル分野・DX・情報システムに関する専門的知識を有し、新たなサービス提供や事業構造を改革し、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	多様性	学識（弁護士資格・博士号など）、官公庁の重要ポスト、性別、国際性など、社内の常識や経験だけにとらわれない多様なバックグラウンドにより、アイフルグループのイノベーションに寄与する知見・経験を有すると認められる者。

(ご参考)

「当社の社外役員の独立性に関する基準」

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しており、独立社外取締役の基準を以下のとおり定めております。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、かつ、それ以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である場合、当社は、当社に対する十分な独立性を有する者と判断する。
 - (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役等※ 1 である者、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役※ 2 又は監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社グループの業務執行取締役等であった者
 - (2) 当社の現在の主要株主※ 3 又は当該主要株主が法人である場合には最近 5 年間に於いて当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あった者)
 - (3) 当社が現在、主要株主※ 3 である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - (4) 当社グループを主要取引先※ 4 とする者(あった者)又はその親会社若しくは重要な子会社又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あった者)
 - (5) 当社の主要取引先※ 4 である者(あった者)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あった者)
 - (6) 当社グループから一定額※ 5 を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。）である者
 - (7) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
 - (8) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又は直近 3 年間に於いて当該大口債権者等又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あった者)
 - (9) 現在、当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者又は最近 3 年間に於いて当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）

- (10) 上記（９）に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、（イ）役員報酬以外に当社グループから過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者又は（ロ）当社グループを主要な取引先とするファーム（過去３事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
- (11) 上記（１）から（10）のいずれかの者の近親者※６である者

2. 上記１．のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

※１「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう

※２「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう

※３「主要株主」とは、議決権所有割合10％以上の株主をいう

※４「主要取引先」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の２％以上の支払を、直近事業年度又は直近事業年度に先行する３事業年度において当社グループから受けた者（当社グループを主要取引先とする者）、当社の直近事業年度における年間総売上高の２％以上の支払を直近事業年度又は直近事業年度に先行する３事業年度において行っている者（当社グループの主要取引先）をいう

※５「一定額」とは過去３事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額をいう

※６「近親者」とは配偶者又は二親等内の親族をいう、但し１．（１）は最近５年間迄に該当する者を対象とする

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻くノンバンク業界においては、活況な資金ニーズを背景として個人向けローン事業の新規成約件数が堅調に推移し、営業貸付金残高も引き続き増加しております。また、利息返還請求については、外部環境の変化等による影響などに一定の留意は必要なものの、着実に減少しております。

このような環境のもと当社グループにおきましては、10年間の長期ビジョンとして「IT企業への変革～100年続く企業を目指す～」を掲げ、2027年3月期を最終年とする3年間の中期経営計画を策定いたしました。「Try Harder ～あらたな成長ステージに向けて～」を中期経営計画のテーマとして、ローン事業や信用保証事業、クレジット事業といった主力事業の残高成長やコスト構造改革によるグループ全体の利益水準の向上に努めてまいりました。また、あらたな成長ステージに向けて、M&Aや成長率の高い事業への積極的な成長投資を推進しております。

前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社であった株式会社F P Cは重要性が増したため、当連結会計年度の期首より連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、2024年6月28日付でビットキャッシュ株式会社の株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。なお、2024年6月30日をみなし取得日として連結しております。

(業績の概況)

当連結会計年度における当社グループの営業収益は189,054百万円（前期比15.9%増）となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が106,590百万円（前期比11.7%増）、包括信用購入あっせん収益が22,891百万円（前期比5.9%増）、信用保証収益が21,526百万円（前期比10.9%増）となっております。

営業費用は、163,751百万円(前期比15.3%増)となりました。その主な内訳といたしましては、金融費用が9,512百万円（前期比31.3%増）、広告宣伝費が18,557百万円（前期比4.3%増）、貸倒引当金繰入額が56,904百万円（前期比8.3%増）となったこと等によるものであります。

また、連結子会社の増加により営業収益は保険収益4,728百万円、受取手数料3,127百万円、営業費用は保険費用3,582百万円がそれぞれ増加しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業利益は25,302百万円（前期比20.1%増）、経常利益は、26,817百万円（前期比21.5%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失にシステム開発方針見直しによる減損損失1,582百万円、フィッシング詐欺被害による貸倒損失498百万円、子会社への貸付に対する貸倒引当金繰入額366百万円等を計上した結果、22,516百万円（前期比3.2%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（アイフル株式会社）

〔ローン事業〕

ローン事業につきましては、テレビCMやWEB広告を活用した効果的かつ効率的な広告戦略のほか、公式サイトやスマホアプリ、申込フォームの改善等、デジタル分野の内製化による顧客ニーズに応じたスピーディな対応など、UI／UXを強化し、顧客満足度の向上に継続的に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度における当社の個人向け無担保ローン新規成約件数は、32万5千件（前期比3.9%減）、成約率は33.2%（前期比2.7ポイント減）となりました。

また、当連結会計年度末における個人向け無担保ローンの営業貸付金残高は597,976百万円（前期末比9.0%増）、有担保ローンの営業貸付金残高は1,385百万円（前期末比24.5%減）、事業者向け無担保ローンの営業貸付金残高は14,860百万円（前期末比18.7%増）、ローン事業全体の営業貸付金残高は614,222百万円（前期末比9.1%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金788百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度末における信用保証事業に係る個人向けローンの支払承諾見返残高は195,024百万円（前期末比20.2%増）、信用保証事業に係る事業者向けローンの支払承諾見返残高は69,552百万円（前期末比23.8%増）となりました。

なお、事業者向けローンの支払承諾見返残高のうち、2百万円はリース保証、904百万円はAGビジネスサポート株式会社への保証によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収益は109,927百万円（前期比5.8%増）、営業利益は20,391百万円（前期比16.2%減）、経常利益は23,996百万円（前期比11.6%減）、当期純利益は19,562百万円（前期比21.7%減）となりました。

(ライフカード株式会社)

〔クレジット事業（包括信用購入あっせん事業）〕

クレジット事業につきましては、新規提携・タイアップカードの発行、お客様のニーズに応じたアプリ機能の追加や改善、優待サービスの拡充、新たな獲得販路の展開により新規会員の獲得および稼働会員数の向上に努めております。

その結果、当連結会計年度における取扱高は771,942百万円（前期比4.1%増）、当連結会計年度末におけるクレジット事業に係る割賦売掛金残高は115,491百万円（前期末比3.4%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった割賦売掛金6,032百万円が含まれております。）。

〔カードキャッシング事業〕

カードキャッシング事業における、当連結会計年度末の営業貸付金残高は21,766百万円（前期末比4.1%減）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金1,626百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度末における信用保証事業に係る個人向けローンの支払承諾見返残高は27,070百万円（前期末比3.4%減）、信用保証事業に係る事業者向けローンの支払承諾見返残高は1,856百万円（前期末比21.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフカード株式会社の営業収益は38,471百万円（前期比2.1%増）、営業利益は563百万円（前期比31.0%減）、経常利益は682百万円（前期比28.0%減）、当期純利益は772百万円（前期比112.3%増）となりました。

(その他)

当連結会計年度における報告セグメントに含まれない連結子会社8社（AIRA&AIFUL Public Company Limited、A Gビジネスサポート株式会社、A G債権回収株式会社、A Gキャピタル株式会社、A Gペイメントサービス株式会社、A Gメディカル株式会社、株式会社F P C、ビットキャッシュ株式会社）の営業収益は41,134百万円（前期比53.1%増）、営業利益は1,796百万円（前期は1,716百万円の営業損失）、経常利益は1,805百万円（前期は1,686百万円の経常損失）、当期純利益は1,834百万円（前期は2,377百万円の当期純損失）となりました。

なお、連結子会社の増加により営業収益は保険収益4,728百万円、受取手数料3,127百万円、営業費用は保険費用3,582百万円がそれぞれ増加しております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は25,760百万円であります。その主な内容は、拠点設備として東京オフィス（LIFE CARD 銀座ビル）の取得18,571百万円、本社等の設備関連303百万円、営業店設備関連988百万円、システム投資として基幹システム更改4,011百万円、WEBシステム更改414百万円、クレジットカード関連308百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、お客様へのご融資などの営業活動や設備投資等に対して資金を必要としており、金融機関等からの借入れや社債の発行等により調達を行っております。

当連結会計年度末における短期調達残高は102,782百万円（前期比0.2%増）、長期借入金残高は576,834百万円（前期比19.6%増）、社債残高は110,000百万円（前期比37.5%増）となり、資金調達残高は前期末比18.8%増の789,617百万円となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループが経営方針、並びに経営戦略を実行する上で、当社グループが優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

（事業ポートフォリオの組み替え）

当社グループは、経営の安全性を重視し、ローン事業、クレジット事業、信用保証事業等を中心に金融事業の多角化と事業ポートフォリオの分散を進めております。現状のローン事業の成長を維持しつつ、クレジット事業、信用保証事業をさらに拡大させるとともに、積極的なM&Aによる新規事業領域の創出により事業ポートフォリオの組み替えを図り、安全性を高めております。

（コスト構造の改革）

当社グループは、中期経営計画の基本方針に基づき、センター部門の生産性の向上、社内エンジニアによる内製化促進、無人店舗の閉鎖等によりコスト構造改革を推進し、営業収益費用率の改善と事業環境の変化に対する素早い適応を図っております。

（ＩＴ人材の確保）

当社グループは、長期ビジョンとして「ＩＴ企業への変革 ～100年続く企業を目指す～」を掲げ、システムおよびＵＩ／ＵＸの内製化によるお客様のニーズへの柔軟な対応を目指しております。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対して迅速に対応することが求められており、今後もSES事業会社のM&Aや積極的な採用を通じＩＴ人材の確保を推進してまいります。

(財務基盤の安定化)

当社グループは、金融事業を主たる事業としており、事業拡大に必要な資金は外部から調達しております。日本銀行の金融緩和政策の変更による金利の上昇影響などを踏まえつつ、安全性の観点及び強固な調達基盤構築のため、金融機関からの間接調達と社債等の直接調達の双方を行うことで資金調達の多様化を図っております。

(利息返還請求)

2006年の最高裁判決を契機とした利息返還請求件数は、すでに最高裁判所の判決から18年経過し、返還請求の権利を持つ多くの方が消滅時効を迎えていることなどから大幅に減少しております。今後も利息返還請求は減少が続く見込みですが、外部環境の変化など、一定の留意は必要な状態です。

5. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2022年 3 月期)	第 46 期 (2023年 3 月期)	第 47 期 (2024年 3 月期)	第 48 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
営 業 貸 付 金 (百万円)	582,349	648,760	738,676	814,579
顧 客 口 座 数 (口座)	1,464,214	1,625,875	1,716,389	1,795,894
営 業 収 益 (百万円)	132,097	144,152	163,109	189,054
経 常 利 益 (百万円)	12,265	24,428	22,067	26,817
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	12,334	22,343	21,818	22,516
1 株当たり当期純利益 (円)	25.50	46.19	45.10	46.91
潜 在 株 式 調 整 後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
総 資 産 (百万円)	935,642	1,070,485	1,266,374	1,448,451
純 資 産 (百万円)	156,526	179,593	201,412	221,396

(注) 営業貸付金には、債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金（第45期は34,891百万円、第46期は34,531百万円、第47期は29,539百万円、第48期は29,585百万円）を含めて記載しております。

6. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ラ イ フ カ ー ド 株 式 会 社	100百万円	100.00	クレジット事業・信用保証事業
A Gビジネスサポート株式会社	110百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業
A G 債 権 回 収 株 式 会 社	600百万円	100.00	債権管理回収事業
A G キャピタル株式会社	10百万円	100.00	ベンチャーキャピタル事業
A Gペイメントサービス株式会社	110百万円	100.00	クレジット事業・後払い決済事業
AIRA & AIFUL Public Company Limited	2,500百万 タイバーツ	49.75	消費者金融事業
A G メ デ ィ カ ル 株 式 会 社	110百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業
株 式 会 社 F P C	263百万円	100.00	少額短期保険業
ビットキャッシュ株式会社	450百万円	100.00	電子マネー事業

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. AIRA & AIFUL Public Company Limitedについては、当社の議決権比率が49.75%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。
3. 前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社であった株式会社F P Cは、重要性が増したため当連結会計年度の期首より連結子会社としております。
- また、2024年6月28日付でビットキャッシュ株式会社の株式を取得したことにより、連結子会社としております。なお、同社は2024年6月30日をみなし取得日として連結しております。

(2) 持分法適用会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
あ ん し ん 保 証 株 式 会 社	680百万円	39.07 (2.18)	家賃債務保証事業

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分		主要な事業内容
金融事業	消費者金融事業	一般消費者への小口資金の無担保融資事業
	事業者金融事業	事業を行う個人経営者を中心とする融資事業
	クレジット事業	包括および個別信用購入あっせん事業
	信用保証事業	金融機関等が実施する融資の信用保証事業
	債権管理回収事業	各種債権の管理・回収事業
	後払い決済事業	E C事業者及び購入者への後払い決済サービスの提供
	電子マネー事業	プリペイド電子マネー発行、電子決済サービスの提供
その他	ベンチャーキャピタル事業	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援事業
	家賃債務保証事業	賃貸借契約における家賃債務の機関保証事業
	少額短期保険業	ペット保険の販売事業

8. 主要な営業所（2025年3月31日現在）

当 社	本 社	京都市下京区
	東京支社	東京都港区
	コンタクトセンター西日本	滋賀県草津市
ライフカード株式会社	本 社	横浜市青葉区
	東京事務所	東京都港区

9. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

(1) 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,738名（1,305名）	268名増（59名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、外書きしております臨時従業員1,305名は含まれておりません。

(2) 当社の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,265名	36名増	38.46歳	12年6ヶ月

(注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	146,228
株式会社青山キャピタル	52,590
株式会社あおぞら銀行	47,422
株式会社SBI新生銀行	46,845
株式会社みずほ銀行	38,392

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン（6,000百万円）金融機関2社
3. 上記以外に債権の流動化により105,636百万円の資金調達を行っております。

(2) 当社の主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	141,463
株式会社あおぞら銀行	47,422
株式会社SBI新生銀行	46,845
株式会社みずほ銀行	37,000
株式会社きらぼし銀行	29,180

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン（6,000百万円）金融機関2社
3. 上記以外に債権の流動化により105,636百万円の資金調達を行っております。

II. 会社の現況

1. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

普通株式

1,136,280,000株
- (2) 発行済株式の総数

484,620,136株
- (うち自己株式

5,789,904株)
- (3) 株主数

19,810名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社AMG	94,814	19.80
福田光秀	62,220	12.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	42,944	8.97
株式会社丸高	24,543	5.13
JP MORGAN CHASE BANK 385632	20,852	4.35
MSIP CLIENT SECURITIES	14,759	3.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,865	2.27
MSCO CUSTOMER SECURITIES	6,896	1.44
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	6,024	1.26
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	5,154	1.08

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	福 田 光 秀	社長執行役員 リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括 ライフカード株式会社 代表取締役会長
代 表 取 締 役 会 長	福 田 吉 孝	
代 表 取 締 役	佐 藤 正 之	専務執行役員 営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス部統括 あんしん保証株式会社 取締役
取 締 役	神 代 顕 彰	専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括
取 締 役	増 井 啓 司	専務執行役員 保証事業本部長兼法人営業本部長 ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員 ビットキャッシュ株式会社 代表取締役会長
取締役(常勤監査等委員)	志 村 仁	ライフカード株式会社 監査役
取締役(常勤監査等委員)	大 川 馨 一 郎	ライフカード株式会社 監査役 ビットキャッシュ株式会社 監査役 あんしん保証株式会社 取締役
取締役(監査等委員)	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長弁護士 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役(監査等委員)	前 田 真 一 郎	九州大学 経済学研究院 教授

- (注) 1. 監査等委員である取締役のうち、志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役の志村仁氏は、財務省・金融庁など多様な分野における長年の経験を通して培った経験、大川馨一郎氏は、当社財務部において培った業務経験、前田真一郎氏は、証券アナリストを通して培った経験があり、3氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 植松・鈴木法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 京都機械工具株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 九州大学と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査等の環境の整備及び社内の情報の収集に努めるため、志村仁氏、大川馨一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 当事業年度末日後に取締役の担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。

氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	異動年月日
増 井 啓 司	代表取締役副社長執行役員 保証事業本部長兼法人営業本部長 ライフカード株式会社 代表取締役社長執行役員 ビットキャッシュ株式会社 代表取締役会長	2025年4月1日
佐 藤 正 之	取締役副会長執行役員 営業本部長兼管理本部長兼データアナリティクス1部統括	2025年4月1日
神 代 顕 彰	取締役副社長執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼経営企画本部長兼人事部兼グループコミュニケーション部兼法務部兼リスク統括部兼審査部統括	2025年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項に基づき、当社は、監査等委員である社外取締役志村仁氏、鈴木治一氏、前田真一郎氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

①基本方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等については、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、その独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとします。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会、監査等委員会であり、その内容として、経営環境及び業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図ることとし、各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容及び責任範囲に応じて決定しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、2015年6月23日開催の第38回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名であります。また、2022年6月21日開催の第45回定時株主総会において、上記の報酬枠の範囲内にて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭債権の総額を年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、発行又は処分する普通株式の総数を年333,000株以内と決議しております。当該決議当時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役並びに国内非居住者を除く。）の員数は5名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、2015年6月23日開催の第38回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。当該決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（固定額）は、月例の固定報酬とし、報酬ランクごとに報酬テーブルを定めております。また、報酬ランクを決定する一定基準を役職ごとに設け、基本報酬は報酬ランクに基づく金額としております。

③業績連動報酬としての非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株価上昇及び業績向上に対する意欲を高め、企業価値の増大を図ることを目標とし、業績連動報酬（変動額）に係る指標は、報酬ランクの基準額に対し、各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率から算出することとし、これを毎年一定の時期に支給しております。各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率は、各取締役の担当部門の成果を反映させるため、経営環境に加え、各取締役が担当する事業ごとの営業アセット、回収状況といった営業指標及び営業収益や経常利益、ROAといった経営指標を重要な指標値とし、取締役ごとに、担当部門の目標に対する実績評価を行い、業績連動報酬の額の決定は、⑤のとおり、取締役の処遇決定機関である人事委員会（評価の公平性・透明性を担保することを目的に設置し、代表取締役社長が指名する取締役に構成）への諮問、答申を経た上で行っております。

なお、当連結会計年度における主要な経営指標の実績は以下のとおりであり、また、営業状況については招集通知の事業報告Ⅰ．企業集団の現況の１．事業の経過及びその成果をご覧ください。

営業収益	営業費用	営業利益	経常利益	ＲＯＡ
189,054百万円	163,751百万円	25,302百万円	26,817百万円	2.0%

また、業績連動報酬は、非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）として支給することで、業績と株価との連動性を高めることとしております。具体的には、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、上記のプロセスに従い決定される業績連動報酬として支給する金銭債権を現物出資させる方法により、対象となる取締役譲渡制限付株式を付与するものであり、譲渡制限期間は割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とします。

④「金銭報酬の額」「業績連動報酬（非金銭報酬等）の額」の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、人事委員会において検討を行っております。⑤の委任を受けた代表取締役社長は人事委員会の答申内容に従って、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長社長執行役員である福田光秀氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任する理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連動した評価を実施するにあたり適任と判断していることによります。

取締役会は、その権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬の額の決定について人事委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、監査等委員会への意見収集を実施するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申及び意見収集の結果に従って決定しなければならないこととしております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事委員会や監査等委員会の答申や意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【取締役の報酬等の総額】

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	212	190	—	22	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	47 (29)	47 (29)	—	—	4 (3)
合 計	259	237	—	22	9

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は5名、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）であります。
2. 当事業年度中において当社子会社の取締役を兼務した5名の取締役に対しては、上記とは別に当該子会社から合計16百万円の報酬が支払われております。
3. 当社の役員ごとの連結報酬等の総額等については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況と役割

氏 名	取 締 役 会 等 へ の 出 席 状 況	主 な 活 動 状 況 と 役 割
志 村 仁	取締役会 100% (31回/31回) 監査等委員会 100% (14回/14回)	主に財務省・金融庁など多様な分野における長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。
鈴 木 治 一	取締役会 94% (29回/31回) 監査等委員会 100% (14回/14回)	主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見解を活かし、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。
前 田 真一郎	取締役会 100% (31回/31回) 監査等委員会 100% (14回/14回)	主に大学教員として、日本及び米国の金融ビジネス研究の豊富な学識経験と実績があり、金融分野における専門的かつグローバルな視点での幅広い知見を活かし、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画するとともに、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役・執行役員の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	147

- (注) 1. 当社の子会社のうち、AIRA & AIFUL Public Company Limitedにつきましては、EY Office Limitedが会計監査人となっております。
2. 当社の子会社のうち、AG債権回収株式会社につきましては、ひびき監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価(9百万円)を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員会による協議を経て、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される定時株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条の同意を行っております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしております。

内部統制全般に係る基本的な考え方

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識している。

当社は、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・社内規程等を定め、当該社内規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、リスク統括部統括執行役員を委員長、社外有識者などを構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- ・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス体制（教育・研修を含む。）を整備する。
- ・アイフルグループのコンプライアンスの実践状況や業務の適正性に関する内部監査を行うため、内部監査部門を設置し、内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて、アイフルグループ各社の内部監査を実施する。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はそのおそれがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・アイフルグループの法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に則した通報制度の実効性を確保する。

- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。
- ・アイフルグループの提供する金融サービスにおいて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪に利用されないよう、未然防止する体制を整える。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む。）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティ及び管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所及び保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。
- ・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役及び使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会は、アイフルグループ各社から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、対応の責任を持つ取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・ＩＴ基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
- ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、取締役会の運営に関する社内規程を定める。
- ・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
- ・当社子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が当社子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社子会社ひいてはアイフルグループ全体における経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整える。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・アイフルグループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。当社は、職務執行状況及び財務状況等を定期的に当社に報告するよう各子会社に要請する。
- ・アイフルグループ各社における決裁に関する権限と責任等を明らかにする社内規程を定め、経営の重要な事項の決定等に関して、当社への承認申請又は報告が行われる体制を整える。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する社内規程を制定する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専属の機関として監査等委員会室を設置し、その独立性及び実効性を確保するため、社内規程において、監査等委員会室に所属する使用人（以下「補助使用人」という。）は、その職務執行においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないこと、補助使用人の人事評価・人事異動・制裁処分決定においては監査等委員会の同意を要することなどを定める。
- ・監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人及び監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他当社の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に当社の監査等委員である取締役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が適切に対応できる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見し、又はそのおそれがあると判断した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他当社子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・ 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人が迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- ・ 監査等委員会による弁護士等の外部専門家の利用等、職務の執行に関し生ずる費用については、当社が負担する。
- ・ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

- ・ コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンスプログラムを策定し、啓蒙・管理・検証を行い、取締役会に適宜状況報告を行っております。
また、グループコンプライアンス委員会を4回開催し、進捗報告及び情報共有を実施しております。
- ・ 内部監査部門は、当社グループの各部門の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて改善提案を実施しております。
- ・ 法令・定款・社内規程違反その他重要な事実を発見等した場合の報告ルールを定め、また内部通報窓口を設置、内部通報者への不利益な取扱いを禁止する内部通報ルールを整備・周知し、発生予防及び早期発見に努めております。
- ・ 反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、これを公表するとともに、お客様を含む取引先への事前審査、事後検証を実施しております。
- ・ アイフルグループの提供する金融サービスにおいて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融犯罪に利用されないよう、疑わしい取引を検知するモニタリングを実施しております。

② 情報の保存及び管理体制

- ・ 各種情報に関するセキュリティ及び管理・保存に係る社内規程に従った運用を行い、内部監査部門による定期的監査により適切性を検証しております。

③ リスク管理体制

- ・リスク管理委員会を4回開催し、アイフルグループ内のリスク情報を確認し、これを管理しております。また、昨今の事業状況の変化を踏まえ、全体的なリスクの再点検を実施しております。
- ・緊急事態発生時のコンティンジェンシープラン及びマニュアル等を定め、防災及びサイバーセキュリティの訓練を実施することで不断の見直しを実施し、実効性の維持・確保に努めております。

④ 効率的な職務執行体制

- ・取締役会の効率性及び適切性を確保するため取締役会の運営に関する社内規程を定めて運用し、適宜見直しを行うこととしております。その他執行役員制度を導入することで監督と執行の分離により意思決定の効率化を図っております。また、取締役会は中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、毎月報告会議において定期的に進捗状況を確認し管理しております。

⑤ グループ管理体制

- ・アイフルグループ共通の経営理念及びコンプライアンスに関する行動指針を定め、グループを統括する社内規程を定めるとともに、グループ会社を管理する担当部門を法人管理部、海外子会社を管理する担当部門を海外事業部とし、一定の重要事項について協議、情報交換等を行っております。
- ・アイフルグループ全体会議及び定期的な会議を開催し、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有しております。また、重要事項の決定に関して当社への承認申請等を受け、その他職務執行状況及び財務状況等の報告を受けております。

⑥ 監査体制

- ・監査等委員は、取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受け、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員は、代表取締役及び内部監査部・経理部・リスク統括部・海外事業部等と定期的に会合を持ち、業務の執行状況を聴取しております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき部署として、取締役等の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、補助使用人を配置しております。また、内部監査部に補助業務を行わせる体制及び連携体制を確保し不正等の牽制及び早期発見を行うための実効性を確保しております。
- ・監査等委員は定期的に会計監査人との会合を持ち、会計監査に関する報告を受け、監査状況を聴取しております。
- ・子会社監査について、監査等委員は子会社監査役等と定期的に会合を持ち情報交換を行うとともに、子会社の重要会議に出席し報告を受けております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり1円とすることを決定いたしました。

また、次期の配当につきましては、1株当たり年間12円（中間6円、期末6円）を予定しております。

内部留保金につきましては、2025年3月期から2027年3月期を対象とする中期経営計画に基づき、「自己資本比率15%以上」、「総還元性向20%程度」を目標とし、将来利益の創出を見据えたM&A推進、及び安定的・継続的な株主還元柔軟かつ効率的に活用してまいります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,336,938	流 動 負 債	789,470
現 金 及 び 預 金	60,608	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	60,961
営 業 貸 付 金	785,674	支 払 承 諾	303,943
割 賦 売 掛 金	197,300	短 期 借 入 金	84,894
営 業 投 資 有 価 証 券	3,361	関 係 会 社 短 期 借 入 金	488
支 払 承 諾 見 返	303,943	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	17,400
そ の 他 営 業 債 権	19,376	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	15,000
買 取 債 権	9,877	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	252,042
未 収 入 金	18,090	未 払 法 人 税 等	4,171
そ の 他	28,723	賞 与 引 当 金	1,858
貸 倒 引 当 金	△90,017	株 式 給 付 引 当 金	70
固 定 資 産	111,512	割 賦 利 益 繰 延	18,332
有 形 固 定 資 産	34,154	そ の 他	30,306
建 物 及 び 構 築 物	8,786	固 定 負 債	437,584
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	214	社 債	95,000
器 具 及 び 備 品	865	長 期 借 入 金	324,792
土 地	23,962	繰 延 税 金 負 債	343
リ ー ス 資 産	223	利 息 返 還 損 失 引 当 金	8,772
建 設 仮 勘 定	102	保 険 契 約 準 備 金	1,868
無 形 固 定 資 産	29,502	そ の 他	6,808
ソ フ ト ウ エ ア	7,890	負 債 合 計	1,227,054
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	9,456	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	9,707	株 主 資 本	215,824
顧 客 関 連 資 産	2,283	資 本 金	94,028
そ の 他	164	資 本 剰 余 金	14,017
投 資 そ の 他 の 資 産	47,855	利 益 剰 余 金	112,319
投 資 有 価 証 券	8,247	自 己 株 式	△4,541
破 産 更 生 債 権 等	13,924	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,098
繰 延 税 金 資 産	24,535	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	813
敷 金 及 び 保 証 金	1,830	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,285
そ の 他	11,975	非 支 配 株 主 持 分	3,473
貸 倒 引 当 金	△12,657	純 資 産 合 計	221,396
資 産 合 計	1,448,451	負 債 純 資 産 合 計	1,448,451

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目										金		額	
営業	営業収益									106,590	189,054		
	営業利益									22,891			
	営業利益									7,253			
	営業利益									21,526			
	営業利益									29			
	営業利益									4,728			
	営業利益									6,966			
	営業利益									19,068			
	営業費用									9,512			
	営業費用									355			
営業	営業費用									3,582	163,751		
	営業費用									150,300			
	営業費用									9,512			
	営業費用									355			
	営業費用									3,582			
	営業費用									150,300			
	営業費用									9,512			
	営業費用									355			
	営業費用									3,582			
	営業費用									150,300			
営業	営業外収益									64	1,563		
	営業外収益									31			
	営業外収益									1,208			
	営業外収益									259			
	営業外収益									64			
	営業外収益									31			
	営業外収益									1,208			
	営業外収益									259			
	営業外収益									64			
	営業外収益									31			
営業	営業外費用									2	49		
	営業外費用									20			
	営業外費用									26			
	営業外費用									2			
	営業外費用									20			
	営業外費用									26			
	営業外費用									2			
	営業外費用									20			
	営業外費用									26			
	営業外費用									2			
特別	特別損失									498	26,817		
	特別損失									1,582			
	特別損失									119			
	特別損失									366			
	特別損失									10			
	特別損失									498			
	特別損失									1,582			
	特別損失									119			
	特別損失									366			
	特別損失									10			
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益									5,989	24,240		
	税金等調整前当期純利益									△3,838			
	税金等調整前当期純利益									5,989			
	税金等調整前当期純利益									△3,838			
	税金等調整前当期純利益									5,989			
	税金等調整前当期純利益									△3,838			
	税金等調整前当期純利益									5,989			
	税金等調整前当期純利益									△3,838			
	税金等調整前当期純利益									5,989			
	税金等調整前当期純利益									△3,838			
当期純利益	当期純利益									22,089	22,516		
	当期純利益									△427			
	当期純利益									22,089			
	当期純利益									△427			
	当期純利益									22,089			
	当期純利益									△427			
	当期純利益									22,089			
	当期純利益									△427			
	当期純利益									22,089			
	当期純利益									△427			

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	889,212	流動負債	565,380
現金及び預金	29,515	支払承諾	264,576
営業貸付金	613,433	短期借入金	15,800
割賦売掛金	140	関係会社短期借入金	488
支払承諾見返	264,576	コマーシャル・ペーパー	17,400
その他営業債権	16,693	1年内償還予定の社債	15,000
前払費用	875	1年内返済予定の長期借入金	240,475
未収収益	4,834	リース債務	117
その他の当金	11,009	未払金	4,943
貸倒引当金	△51,866	未払費用	952
固定資産	274,268	未払法人税等	2,900
有形固定資産	30,076	賞与引当金	1,776
建物	7,397	株式給付引当金	63
構築物	88	資産除去債務	96
機械及び装置	92	その他の	789
車両運搬具	0	固定負債	416,098
器具備品	416	社債	95,000
土地	21,857	長期借入金	308,381
リース資産	121	関係会社長期借入金	2,300
建設仮勘定	100	リース債務	19
無形固定資産	10,799	利息返還損失引当金	7,285
ソフトウェア	2,034	資産除去債務	2,322
ソフトウェア仮勘定	8,698	その他の	789
その他の	66	負債合計	981,479
投資その他の資産	233,392	(純資産の部)	
投資有価証券	1,378	株主資本	181,861
関係会社株	35,329	資本剰余金	94,028
関係会社長期貸付金	178,050	資本剰余金	52
破産更生債権等	7,384	資本準備金	52
長期前払費用	1,781	利益剰余金	92,321
繰延税金資産	14,136	利益準備金	193
敷金及び保証金	1,048	その他利益剰余金	92,127
その他の	750	繰越利益剰余金	92,127
貸倒引当金	△6,467	自己株式	△4,541
		評価・換算差額等	140
		その他有価証券評価差額金	140
資産合計	1,163,481	純資産合計	182,002
		負債純資産合計	1,163,481

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金	額
営	業	収	益					
営	業	貸	付	金	利	息	85,603	
そ	の	他	の	金	融	収	8	
そ	の	他	の	営	業	収	24,546	110,158
営	業	費	用					
金		融		費		用	7,392	
そ	の	他	の	営	業	費	82,374	89,766
	営	業	利	益				20,391
営	業	外	収	益				
貸		付	金	利	息		2,594	
受		取	配	当	金		23	
為		替		差	益		541	
そ			の		他		464	3,624
営	業	外	費	用				
貸	倒	引	当	金	繰	入	2	
敷		金	償	却	費		4	
そ			の		他		11	19
	経	常	利	益				23,996
特	別	損	失					
貸		倒	損	失			498	
減		損	損	失			1,582	
関	係	会	社	株	式	評	697	
貸	倒	引	当	金	繰	入	366	3,144
	税	引	前	当	期	純		20,851
法	人	税、	住	民	税	及	3,288	
法	人	税	等	調	整	税	△1,999	1,289
	当	期	純	利	益			19,562

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

アイフル株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 朋 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイフル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

アイフル株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 朋 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイフル株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2025年5月15日

アイフル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 志 村 仁 ㊞

常勤監査等委員 大 川 馨 一 郎 ㊞

監査等委員 鈴 木 治 一 ㊞

監査等委員 前 田 真 一 郎 ㊞

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

ア. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

ア. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

ウ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

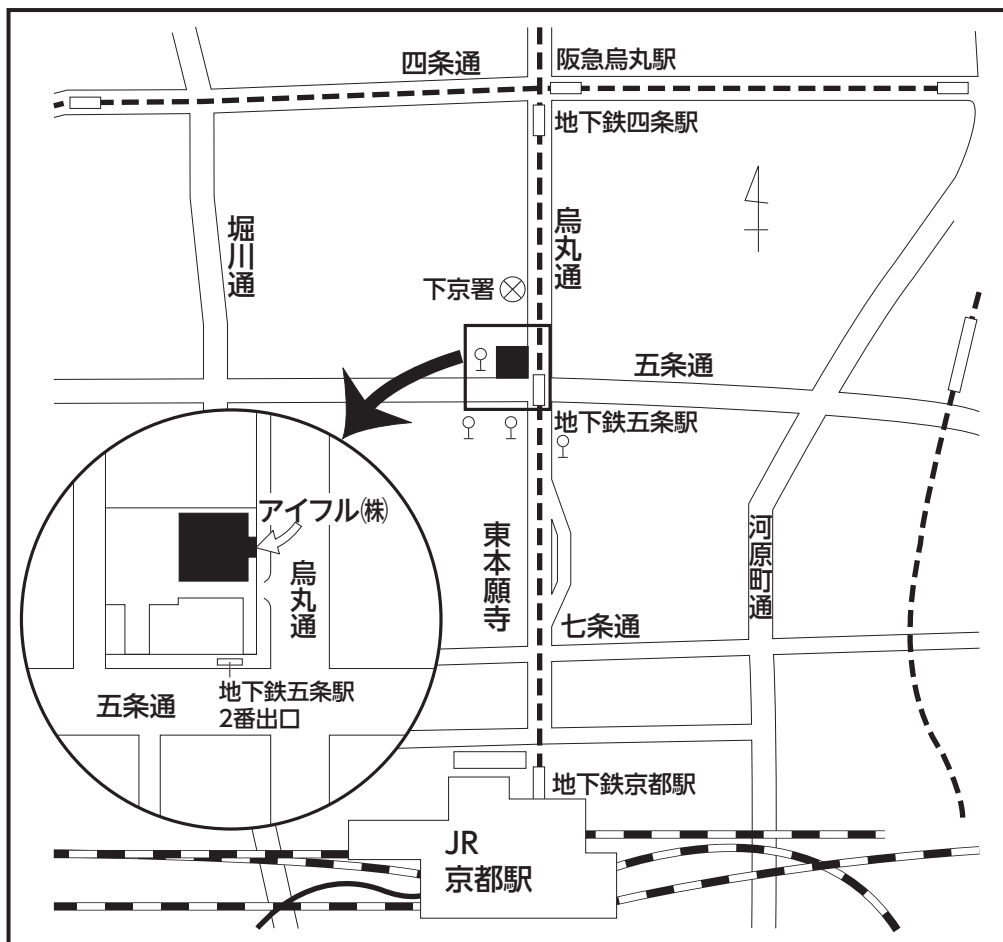
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（注）常勤監査等委員 志村仁、監査等委員 鈴木治一及び監査等委員 前田真一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図



- 交通 ● J R 京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約2分
● 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約1分
● 地下鉄烏丸線「五条」2番出口より徒歩約1分
バス「烏丸五条」より徒歩約1分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。